

島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正  
について

1 改正要旨

高齢者の医療の確保に関する法律施行令（以下「政令」という。）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正内容

引用する政令の号ずれに伴い、条文を整理するもの。

3 施行期日

公布の日